

マージン率等に係る情報提供

TM・ライン設計株式会社

対象期間 令和5年1月1日 ～令和5年12月31日

標記については、労働者派遣法第23条第5項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務づけられているものです。

当事業所における昨年度実績について、情報を提供します。

- | | |
|--|-----------|
| 1. 派遣労働者の数 | 4名 (1日平均) |
| 2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣先)の数 | 4事業所 |
| 3. 労働者派遣に関する料金の平均額 | 29,756 円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額 | 19,048 円 |
| 5. 派遣料金額の平均額から派遣労働者の賃金額の平均額を控除した額を当該派遣料金額の平均額で除して得た割合(マージン率) | 35.9% |

上記マージン率の中には、法定福利費(健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険)の当社負担分、福利厚生にかかる費用が含まれています。

6. 派遣労働者の待遇の決定方法

労使協定方式

- | | |
|-----------------|--|
| ① 対象となる派遣労働者の範囲 | 長崎県・福岡県にて電気設備工事に関わる
電気設備の設計・積算・監理業務に従事する従業員 |
| ② 労使協定の有効期間 | 令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月 31日まで |

7. 教育訓練に関する事項

- | | |
|--------------|---------|
| ① 教育訓練の種類 | CAD技術研修 |
| ② 対象者 | 派遣労働者 |
| ③ 実施人員 | 4名 |
| ④ 方法及び給与の支給 | OJT 有給 |
| ⑤ 実施主体 | 派遣元事業主 |
| ⑥ 実施期間 | 1日間 |
| ⑦ 派遣労働者の費用負担 | 無 |

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる認められる事項